★★★令和3年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

（単位：千円）

都道府県名	愛知県	電話番号		0566-95-0003	通常分 既配分額（国のR2予算）	124	交付限度額① （令和2年度本省繰越分）（国のR2予算）	-				
地方公共団体名	刈谷市	メールアドレス		kikaku@city.kariya.lg.jp	通常分　今回配分予定額 （国のR2予算）	-	交付限度額② （令和3年1～3月補助裏分）（国のR2予算）	124				
都道府県・市町村コード（5桁）	23210	交付金関連事業費	国のR2予算分（交付限度額①、②、事業者支援分（市町村））	113,407	通常分　今回配分予定額 （国のR3予算）	244,831	交付限度額③ （令和3年4月以降補助裏分）（国のR3予算）	27,558	うち法定	235		
担当部局課名	企画財政部企画政策課		国庫補助事業費	-	事業者支援分 既配分額（国のR2予算）	56,663	事業者支援分交付限度額 （令和3年4月30日通知）（国のR3予算）	-				
担当者氏名			地方単独事業費のうち通常事業分	3,246	事業者支援分 既配分額（国のR3予算）		事業者支援分交付限度額（市町村） （令和3年8月20日通知）（国のR2予算）	56,663				
			地方単独事業費のうち事業者支援分	110,161	事業者支援分　今回配分予定額 （国のR2予算）	-	事業者支援分交付限度額（都道府県） （令和3年8月20日通知）（国のR3予算）					
			国のR3予算分（交付限度額③、④、事業者支援分（都道府県））	410,000	事業者支援分　今回配分予定額 （国のR3予算）	-	地方単独事業分交付限度額④ （令和3年12月27日通知）（国のR3予算）	217,273				
			国庫補助事業費	-	配分予定額計 （国のR2予算）	56,787	通常分交付限度額 （国のR2予算）	124	事業者支援分交付限度額 （国のR2予算）	56,663		
			地方単独事業費のうち通常事業分	410,000	配分予定額計 （国のR3予算）	244,831	通常分交付限度額 （国のR3予算）	244,831	事業者支援分交付限度額 （国のR3予算）	-		
			地方単独事業費のうち事業者支援分	-	配分予定額計	301,618	本省繰越希望額 （R3補正による地方単独事業分交付限度額4に係る希望額）	-			事業数	6
					移替先	総務省	交付限度額計	301,618				

No	第5回追加事業	補助・単独	事業の区分	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A 総事業費	B 補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付金関連事業費	D' 国のR2予算分（交付限度額①、②、事業者支援分（市町村））	D'' 国のR3予算分（交付限度額③、④、事業者支援分（都道府県））	E 起債予定額	F その他	G 補助対象外経費	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分	エラー（単独事業の金額内訳）	エラー（国庫補助事業の金額内訳）	エラー（事業終期の説明漏れ）	エラー（H～O列記入漏れ）
																	合計	523,805	-	-	523,407	113,407	410,000	-	398	-											
1		単	通常事業	-	市民館オンライン化推進事業		①新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や新しい生活様式の導入を機に、オンライン会議やセミナーが普及している中で、地域住民がオンライン会議等に参加しやすい環境を整備することで、地域コミュニティ活動の活性化及び管理運営事務の効率化を図る ②市民館（全23施設）に配備するWeb会議用パソコン賃借料、通信費、保守管理料 ③通信費　63,000円×23台 　パソコン賃借料　23,100円×23台 　パソコン保守管理料　55,000円×23台 ④市民館全23施設	－	－	－	－	－	－	①-Ⅳ-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	②いずれも該当しない	R3.7	R4.3	3,246			3,246	3,246		-	-							R3補正（地）	#####	#####		
2		単	事業者支援(①事業者支援)	-	新型コロナウイルスワクチン接種医療機関協力金支給事業		①新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら医療を提供している市内の医療機関に対し、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するための更なる感染防止対策を支援する。 ②医療機関への協力金の支給 ③1医療機関当たり200,000円×65機関 ④市内医療機関	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R3.5	R4.3	13,000			13,000	13,000		-	-							R3補正（地）	#####	#####		
3		単	事業者支援(①事業者支援)	-	飲食店感染防止対策支援事業		①新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、愛知県の飲食店認証制度「ニューあいちスタンダード」（通称「あいスタ」）を取得した市内飲食店を支援する。 ②市内飲食店のあいスタ認証取得に要する感染防止対策に係る備品購入費用等に対する補助金の交付 ③1事業者当たり100,000円×400件 ④市内に飲食店を有する事業者	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R3.9	R4.3	40,000			40,000	40,000		-	-			市HPへ掲載	市HPに掲載 https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/yushi/1008798.html			R3補正（地）	#####	#####		
4		単	事業者支援(②感染症対策強化)	-	学校教育活動支援事業		①新型コロナウイルス感染症対策として、子どもたち一人ひとりの習熟度に応じた学習の実施や、感染不安による心身のストレスの解消を図るため、小中学校（小：15校、中：6校）の教員をサポートする学習指導員（各校2人）を配置し、子どもの学びを保証する。 ②学習指導員の配置に係る費用 ③会計年度任用職員報酬 　16,896,576円 　会計年度任用職員費用弁償費 　731,880円 ※小学校1校のみ、県の補助対象（上限398千円）（F欄に該当） ④市内小中学校 ※基本的対処方針（令和4年1月19日変更）35ページ「学校等の取扱い」	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	②いずれも該当しない	R3.4	R4.3	17,629			17,231	17,231		-	398							R3当初（地）	#####	#####		
5	○	単	事業者支援(②感染症対策強化)	-	ICT教育事業		①臨時休校等でやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、学習の機会を提供できるよう、市内小中学校（小：15校、中：6校）の特別教室に無線LAN環境を整備する。 ②無線LAN環境の整備に係る費用 ③ ○小学校（15校） 　・委託料：6,160,000円 　・工事費：18,002,820円 ○中学校（6校） 　・委託料：2,464,000円 　・工事費：13,303,180円 ④市内小中学校 ※基本的対処方針（令和4年1月19日変更）35ページ「学校等の取扱い」	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	②いずれも該当しない	R3.10	R4.3	39,930			39,930	39,930		-	-		市内小中学校特別教室の無線LAN整備率（%）	市HPへ掲載			R3補正（地）	#####	#####		
6	○	単	通常事業	-	子育て支援臨時給付金支給事業		①新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、全ての子育て世帯の生活を支援するため、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」が支給されていない18歳以下の子どもがいる世帯を支援する。 ②国の「子育て世帯への臨時特別給付金」が支給されていない18歳以下の子どもがいる世帯への臨時給付金 ③ ア　特例給付支給対象児童等　3,400人×10万円 イ　高校生相当の児童　500人×10万円 ウ　新生児　100人×10万円 エ　転入者　35人×10万円 オ　離婚等　65人×10万円 ④ ア　令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする）の特例給付受給者 イ　令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童）を養育しており、特例給付受給者相当の所得である保護者 ウ　令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の特例給付受給者 エ　令和3年9月1日（高校生相当の保護者は令和3年10月1日）から令和4年3月31日までの間に、本市に転入した保護者 オ　令和3年9月1日（高校生等の保護者は令和3年10月1日）から令和4年3月31日までの間に、離婚（離婚協議中を含む）により、児童を養育しているものの国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取れない保護者 ただし、支給事務は、市自ら実施。 また、国の方針により新たに給付の対象となった場合は、本交付金の対象から除く。	－	－	－	－	○	－	③-Ⅰ-5. 生活・暮らしへの支援	②いずれも該当しない	R4.1	R4.3	410,000			410,000		410,000	-	-		給付金支給件数及び金額（件、円）	市HP、広報紙等へ掲載	市HPに掲載 https://www.city.kariya.lg.jp/kosodate/syussan/kosodateshien/1009858.html		R3補正（地）	#####	#####		